

# 都市農業振興基本計画について(全体概要)

資料3

## 現状

- ・市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
- ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、将来の公共施設用地としても評価して保全
- ・主要な農業振興施策の対象外

## 状況の変化

- 食の安全への意識の高まり
  - ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
  - ・自ら作物を作りたいというニーズ
- 都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つリタイア層の増加
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待
- 都市農業振興基本法の制定(H27.4)

## 基本法の政策課題

### 都市農業の多様な機能の発揮

- ・農産物を供給する機能
- ・防災の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能



都市農地がもたらす良好な景観(東京都世田谷区)

## 政策上の意義

- ・都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割弱を占め、食料自給率の一翼を担う
- ・「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け
- ・農地が民有の緑地として適切に管理されることが持続可能な都市経営のために重要

## 都市農業振興基本計画(素案)

### ○都市農業振興に関する新たな施策の方向性(基本的な方針)

1. 担い手の確保
  - 都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要
  - ・営農の意欲を有する者(新規就農者を含む)
  - ・都市農業者と連携する食品関連事業者
  - ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等
2. 土地の確保
  - ・都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
  - ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
  - ・都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画制度の在り方を検討
3. 農業施策の本格展開
  - ・保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換



東京都の新規就農者グループ「東京NEO-FARMERS!」



都市農地や農業用水を利用した防災訓練の様子(大阪府貝塚市)

# 都市農地の保全・活用

## 【生産緑地法】

(現行・改正)

### 生産緑地地区に関する都市計画

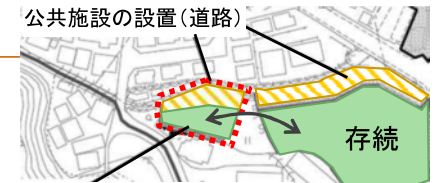
・500㎡以上等の要件に該当する一団の農地(生産緑地地区:13,220ha)

▶300㎡以上(政令で規定)で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能に

※一団性要件の運用緩和(いわゆる道連れ解除への対応)

税制)新たに対象となる小規模な生産緑地にも農地課税を適用

小規模でも身近な農地をきめ細かに保全



面積要件(500㎡)を下回る公共収用等で面積要件を下回ることとなる生産緑地の保全を可能に

### 生産緑地地区内の行為制限

・生産等に必要な施設のみ設置可能

▶直売所、農家レストラン等の設置を可能に(国家戦略特区の規制改革提案に対応)

規制緩和による農業経営の支援 + 都市住民の満足度向上



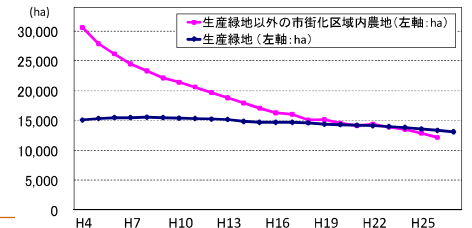
農産物直売所 農家レストラン

### 生産緑地の買取り申出

・都市計画決定後30年経過により所有者は市区町村に買取り申出が可能(平成34年には約8割の生産緑地が申出期を迎える)

▶申出可能時期を10年先送りする特定生産緑地指定制度の創設(土地所有者等の同意を得て市区町村指定)

農家の意向を基に将来の保全を確実に



三大都市圏特定市における市街化区域内農地の推移

## 【都市計画法・建築基準法】

### 用途地域

- ・住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、形態等を制限
- ・農地が比較的多い住居専用地域では、農業用施設の建築には個別許可が必要
- ・生産緑地以外の農地は宅地化が進行

### ▶ 田園住居地域の創設

- ・農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的
- ・建築規制(低層住居専用地域をベースに農業用施設の立地を限定的に許容)
- ・農地の開発規制(許可制、一定の小規模の開発は可能)

都市の構成要素としての農地を都市計画に本格的に位置付け

### 用途地域の類型

第一種低層住居専用地域 / 第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域 / 第二種中高層住居専用地域  
第一種住居地域 / 第二種住居地域 /  
準住居地域 + 田園住居地域

住居系 7 + 1

商業系 2

工業系 3



農地と調和した低層住宅

## 【都市緑地法】

### 緑地の定義

・法律上の緑地の範囲は、樹林地、草地、水辺地等 ▶ 農地を明示

### 市区町村の公園・緑地政策全体のマスタープラン(緑の基本計画)

・農地は原則対象外 ▶ 生産緑地ほか都市農地の保全方針を追加

農地を都市の緑地政策体系に位置付け、保全手法を充実



農業体験農園



生産緑地地区